

議案第74号

権利の放棄について

次のとおり市が有する債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1 放棄する債権の内容

不法行為に基づく損害賠償請求権

2 債務者

交野市森南1丁目9番5-305号

北田 輝雄

3 放棄する債権額

不法行為によって生じた損害額132,465,000円のうち回収不能となった81,325,854円及び当該損害額に係る遅延損害金

4 放棄する理由

不法行為に基づく損害賠償請求権に関し、債務者の死亡後に、全ての相続人による相続放棄の申述が大阪家庭裁判所に受理され、相続人が不存在となったところ、債務者に相続財産がなく、債権の回収が不能となったため。

令和2年11月27日提出

交野市長 黒田 実